地域商店会等運営支援事業補助金のご案内

○ 補助の対象となる事業は、次に該当するものとします。

・ 商店者が組織する団体等が行う共同施設又は設備等の設置及び街路灯のLED化に要する経費。

○ 補助の対象者は各法律に基づく組合または、次のすべてに該当する事業者です。

① 市内の商業団体であること
② 市内にある商業団体が共同で実施するものであること

○ 補助対象経費は、補助対象事業に関して次に該当するものとします。

① 街路灯（イルミネーションを含む）又は広告灯の設置、LED化工事及び修繕費
② アーケード等の建設及び修繕費
③ 駐車場の設置及びこれに付帯する経費

○ 補助率及び補助限度額等は、次のとおりです。

・ 補助対象経費の100分の30以内で、予算の範囲内（千円未満切捨て）
・ イルミネーションについては年額30万円が限度（同一の団体が2ヵ年度を継続して受けるのは不可）

○ 申請手続きは、次のとおりです。　※ [　　] が事業者の手続きになります

事業の計画（窓口で相談）
↓　**※事業実施前に提出**

1　①補助金等交付申請書　②事業計画書　③収支予算書 ④事業の見積書

↓
補助金等交付決定通知
※事業の実施
↓
※事業の完了
↓　**※事業の完了後1ヶ月以内に提出**

2　①補助事業等実績報告書　②事業実績書　③収支決算書 ④事業に要した経費の領収書等の写し

↓
補助金等交付確定通知
↓　**※補助金等交付確定後すぐに提出**

3　①補助金等交付請求書提出

↓
補助金交付

★★★ 問い合わせ先 ★★★
鹿沼市役所　経済部　産業振興課　商工振興係　　ＴＥＬ：０２８９－６３－２１８２